

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 528

平成21年 8月 3日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人 事

「緊急人材育成・就職支援事業」 新セーフティネットの助成の内容

現在、失職中の人に生活支援給付金と職業訓練を施し、事業主には実習型・職場体験型の試行的な雇用を助成する厚生労働省の「緊急人材育成・就職支援事業」が、7月29日から本格的に始まる。新たなセーフティネットとして今後3年間、7,000億円の基金を造成し助成金に充てる。問い合わせ先は全国のハローワーク。

雇用保険の加入期間が短いなどで受給できないなどの失職者(雇用保険非受給者)は最大1年間、生活支援給付金を受けながら、ITや介護などの職業訓練を受けることが可能になる。扶養家族がある人で月12万円、いない人で月10万円の生活支援給付金を受けられ、希望者には貸し付けも行う。これと並行して、長期失業者支援事業、就職活動困難者支援事業(実施都道府県:14)も行なう。

一方、事業主側には中小企業等雇用創出支援事業があり、(1)実習型雇用支援事業と(2)職場体験型雇用支援事業の2つで助成金が出る。(1)は技能や経験は不十分だが求職者を1人実習型で雇用すると、月10万円、雇用なら100万円、雇用後の教育訓練費として上限50万円が助成される。(2)は介護現場などでの体験者受入れに1人10万円、雇用なら100万円助成される。対象は製造業など事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主。09年度補正予算で創設された新事業は労使の目的に応じた総合的な再就職、生活支援策である。

税務会計

レジャークラブの入会金の取扱い 返還の有無にかかわらず資産計上

夏休みが近づき、家族旅行を計画している人も多いのではないだろうか。一昔前なら、会社の保養所に出かけるパターンもよく見られたが、バブル崩壊以降は、大企業でさえ福利厚生施設を縮小しているのが実情だ。

こうした“箱モノ”に代わり、近年従業員の福利厚生に利用されているのが法人会員制のレジャークラブである。そこで問題となるのは、レジャークラブの入会金の税務上の取扱いだ。

レジャー会員権の購入に当たっては、一定の入会金を支払う必要があるが、税務上、この入会金は、ゴルフクラブの入会金の取扱いが準用され、将来返還されるか否かにかかわらず、原則、資産計上が求められるので注意を要する。

ただし、その会員としての有効期間が定められており、かつその脱退に際して入会金相当額の返還を受けることができないものとされているレジャークラブに対して支出する入会金(役員や使用人に対する給与とされるものを除く)については、繰延資産として償却できる。例えば、5年後に再び更新料を支払うことになっていれば、当初に支出した入会金の支出の効果は5年間に限られるから、5年で償却できるということになる。

反対に、その会員としての有効期間の定めがないもの、つまり一度支払えば永久に効力のある入会金については、そのレジャークラブを脱退しない限り、未来永劫資産に計上しておかなければならないことになる。脱退をしたときは、その時点で全額が損金となる。

今週のキーワード

実習型
雇用支援事業

実習型雇用の条件は原則6ヶ月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、ハローワーク等の確認を受けた実習計画書に基づいて、技能及び経験を有する指導者のもとで実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるもの。対象となる受入事業主は、実習型雇用として受け入れるための求人登録をしていて、終了後に正規雇用として雇用することを前提とした事業主。実施規模7万人(平成21年度から23年度までの3年間)。